

埼玉県産業立地促進補助金のご案内

1 制度のあらまし

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内に工場等を立地した企業の皆様に対して、補助金を交付しています。交付条件等は次の表のとおりです。

2 交付条件等

(1) 工場・研究所

新たに土地売買（賃貸借）契約を締結し、工場等を建築（取得）するものが対象		
対象施設	<u>製造業の工場又は自然科学研究所</u> ※業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによる	
補助額	<u>不動産取得税相当額（上限1億円）</u> ※ただし、以下の分野に該当する事業を行う工場又は研究所を立地する場合は、上限2億円とする（別途、審査あり） 【対象分野】 医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業 ※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ	
交付条件	面積	<u>敷地面積1,000㎡以上、かつ、対象施設の建築面積500㎡以上</u> ※県内で事業所の移転を行う場合、従前の事業所と比較し、敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要
	新規雇用	<u>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用すること</u> ※補助対象事業者が直接雇用した者で、県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。 ※中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、1人以上
	操業期限	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること</u>
	建築確認	<u>補助対象地内の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u>
	SDGs	<u>「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること</u>
	操業者	<u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> ※親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可
届出	納税	<u>補助対象の土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u>
	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3か月以内※に届出書類を電子で提出すること</u> ※補助対象施設を新たに建築する場合は、 <u>着工日の前日</u> まで可	

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

(2) 流通加工施設

新たに土地売買（賃貸借）契約を締結し、流通加工施設を建築（取得）するものが対象		
対象施設	<u>流通加工業務を行う倉庫、トラックターミナル、卸売市場又は上屋</u> ※以下のア～エのうちいずれかの周辺5kmの区域内に立地し、かつ、 a～cのいずれかの設備を有する施設 【立地区域】 ア 高速自動車国道のインターチェンジ（都市計画段階のものを含む。） イ 鉄道の貨物駅 ウ 流通業務団地 エ 工業団地 【設備】 a 物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 b 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム c 流通加工の用に供する設備	
補助額	<u>不動産取得税相当額（上限1億円）</u> ※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ	
交付条件	面積	<u>敷地面積1,000㎡以上、かつ、対象施設の建築面積500㎡以上</u> ※県内で事業所の移転を行う場合、従前の事業所と比較し、敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要
	新規雇用	<u>補助対象施設で従事する従業員を新たに10人以上雇用し、そのうち5人以上が正規雇用であること</u> ※補助対象事業者が直接雇用した者で、県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。
	操業期限	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること</u>
	建築確認	<u>補助対象地内の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u>
	SDGs	<u>「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること</u>
	操業者	<u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> ※親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可
	納税	<u>補助対象の土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u>
届出	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3か月以内※に届出書類を電子で提出すること</u> ※補助対象施設を新たに建築する場合は、<u>着工日の前日</u>まで可	

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

(3) 本社

新たに建物を建築（取得）して、本社を新たに設置（創業）又は県外から移転するものが対象		
対象施設	<u>本社施設</u> ※県内での本社移転は対象外	
補助額	<u>不動産取得税相当額（上限1億円）</u> ※ただし、以下の分野に該当する事業を行う工場又は研究所を立地する場合は、上限2億円とする（別途、審査あり） 【対象分野】 医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業 ※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ	
交付条件	面積	<u>対象施設の建築面積500㎡以上</u>
	新規雇用	<u>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用すること</u> ※補助対象事業者が直接雇用した者で、県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。 ※中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、1人以上
	操業期限	【土地を取得する場合】 <u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に本社を新たに設置（創業）又は県外から移転すること</u>
	建築確認	<u>補助対象地内の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u>
	SDGs	<u>「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること</u>
	操業者	【土地を取得する場合】 <u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> 【土地を取得しない場合】 <u>建物の所有者と操業者が同一企業であること</u> ※親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可
	納税	<u>補助対象の土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u>
届出	【土地を取得する場合】 土地売買（借地）契約締結後、 <u>3か月以内※</u> に届出書類を電子で提出すること ※本社を新たに建築する場合は、 <u>着工日の前日</u> まで可 【土地を取得しない場合】 本社建物の竣工（取得）日から <u>3か月以内</u> に、届出書類を電子で提出すること	

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

(4) アグリテック・フードテック施設

新たに土地売買（賃貸借）契約を締結し、 アグリテック・フードテック施設を建築（取得）するものが対象		
対象施設	<u>植物工場、陸上養殖施設 等</u> ※ 農業（耕種農業、畜産農業）又は漁業（海面養殖業、内水面養殖業）に該当する施設（業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによる） ※ 以下のア、イに該当する施設 ア AI・IoT・ロボット等のデジタル技術を活用している イ 外部環境の影響を制御した建屋内で生育工程が完結している	
補助額	<u>不動産取得税相当額（上限1億円）</u> ※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ	
交付条件	面積	<u>敷地面積1,000㎡以上、かつ、対象施設の建築面積500㎡以上</u> ※県内で事業所の移転を行う場合、従前の事業所と比較し、敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要
	新規雇用	<u>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用すること</u> ※補助対象事業者が直接雇用した者で、県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。 ※中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、1人以上
	操業期限	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること</u>
	建築確認	<u>補助対象地内の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u>
	SDGs	<u>「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること</u>
	操業者	<u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> ※親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可
届出	納税	<u>補助対象の土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u>
	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3か月以内※に届出書類を電子で提出すること</u> ※補助対象施設を新たに建築する場合は、 <u>着工日の前日</u> まで可	

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

(5) 観光施設

新たに土地売買（賃貸借）契約を締結し、観光施設を整備するものが対象		
対象施設	<u>遊園地・テーマパーク、産業観光施設、宿泊施設 等</u> 以下のア、イ、ウのいずれかに該当する施設 ア 遊園地・テーマパーク 非日常利用者が多く、各種遊戯施設により娯楽を提供する施設で「遊園地（テーマパークを除く）」、「テーマパーク」に該当する施設 イ 産業観光施設 前頁(1)から(4)の補助対象施設に付随する学びや体験を伴う工場見学施設等で、見学者用の駐車場の確保など、受入体制が整備されている施設 ウ 宿泊施設 「旅館・ホテル」「リゾートクラブ」に該当する施設で、アの周辺1キロメートルに立地し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除くもの ※業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによる	
補助額	<u>不動産取得税相当額（上限1億円）</u> ※産業観光施設のみを整備する場合は上限2千万円	
交付条件	面積	ア 敷地面積3,000㎡以上 ※県内で施設を移転する場合は、従前の施設と比較し、敷地面積が3,000㎡以上拡張することが必要 イ 敷地面積1,000㎡以上、建築面積200㎡以上 ウ 敷地面積1,000㎡以上
	新規雇用	<u>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用すること</u> ※1 補助対象事業者が直接雇用した者で、県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。 ※2 中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、1人以上 ※3 産業観光施設のみを整備する場合は新規雇用要件なし
	操業期限	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること</u>
	建築確認	<u>補助対象地内の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u>
	SDGs	<u>「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること</u>
	操業者	<u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> ※親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可
	納税	<u>補助対象の土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u>

交付条件	その他	宿泊施設については以下のア、イ、ウを全て満たす施設であること ア 客室数概ね100室以上及び平均客室面積20㎡以上であること。 イ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）に規定する施設基準を満たすこと。 ウ その他別に定める要領に基づく施設要件※を満たすこと。 ※別途、御案内いたします。
届出	<u>土地売買（賃貸借）契約締結後、3か月以内※に届出書類を電子で提出すること</u> ※補助対象施設を新たに建築する場合は、<u>着工日の前日</u>まで可	

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

次ページ以降にも続きます。

埼玉県産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ

届出書類を提出しただけでは、補助金の交付は出来ませんのでご注意ください。

また、補助対象施設の事業内容によっては、補助金の対象外となったり、補助額が減額となる場合がございます。

交付条件

補助金の交付に当たっては、交付条件を全て満たしていただくことが必要です。

交付条件を満たしているか否かについては、交付申請時の提出書類及び現地調査で確認いたします。

(1) 新規雇用

補助対象事業者が売買（賃貸借）契約締結日以降に補助対象施設で就業することを目的に新たに雇用した方で、交付申請時に継続して雇用している方が対象となります。交付申請までに要件を満たしていることが必要です。

(2) 操業期限

売買契約（賃貸借）締結日（契約が複数ある場合は一番最初の契約日）から3年以内に操業を始めていただく必要があります。

ただし以下の場合は、操業起算日が変更となる場合があります。

- ・農地転用を行う場合→農地転用許可日または農地転用届出書の受理日
- ・区画整理事業地内→仮換地指定の効力発生日（使用収益の開始日）
- ・県企業局が造成した産業団地→土地の引渡し日 等

交付申請時に操業日の分かる資料(HPのお知らせや会社パンフレット等)が必要となりますので、記録として残していただくようお願いいたします。

(3) 建築確認

【居抜き物件をそのまま使用する場合】

届出時点で確認申請書、確認済証、検査済証が揃っていることが必要です。

【新築物件】

適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けた後に操業することが必要となります。建築確認書類については、交付申請時に写しをご提出いただきます。

(4) 県内移転の場合

従前の事業所と比較し規模（敷地面積、建築面積）が拡張することが必要です。

移転前の規模確認のため、届出時に以下の書類をあわせてご提出ください。

- ・敷地面積：土地の登記簿謄本及び公図等の図面
- ・建築面積：建築確認申請書（第三面）

(5) 流通加工施設の場合

新規雇用者10人のうち5人以上が正規雇用※であることが必要です。

交付申請時に正規雇用を確認できる書類をご提出ください。

例) 雇用条件通知書、雇用契約書 等

※常時雇用される労働者で短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第3項に規定する短時間・有期雇用労働者でない者

(6)「埼玉県 SDGs パートナー」への登録

交付申請時に、SDGs の達成に向けた具体的な取組の内容や進捗状況を確認いたします。登録が可能になりましたら速やかな登録をお願いします。

【他事業所（県内外問わず）で操業実績があり、今回の補助対象施設が半年以内に稼働できる見込みがある場合】

補助対象施設の稼働前に「埼玉県 SDGs パートナー」への登録が可能です。登録についてはお早めに県の計画調整課にご相談ください。

【法人としての実績がない場合】

今回の補助対象施設の稼働に合わせて「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会をお願いします。

- ※1 パートナー登録は、年3回の募集の時期に登録申請をする必要があります。
- ※2 登録・入会後は企業立地課にご連絡いただくようお願いします。
- ※3 登録した企業は、登録の日から1年経過するごとに、その間の取組進捗状況を速やかに知事に報告する必要があります。
- ※4 中小企業で総従業員数が100人以下の場合でも、可能な限りパートナー登録をお願いしています。交付申請までに登録が難しい場合、プラットフォームへの入会でも申請は可能です。

交付申請

(1) 交付申請期限

補助金の交付申請は、操業開始日又は土地・建物の不動産取得税納付日のいずれか遅い日から1年以内となります。1日でも期限を過ぎた場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(2) 本県ホームページでの公表

補助金交付後、本県HPにて補助対象施設の情報（企業名、本社所在地、業種、立地先市町村名、敷地面積）を公表させていただきますので、ご承知おきください。

補助金交付対象外となる事例

(1) 土地・建物の所有者と操業者が異なる場合

原則対象外となります。

※ただし、親会社・子会社など、両社の関係性（株式保有状況や役員構成等）から同一性ありと認められる場合、補助対象となることがあります。

(2) 建築確認書類が提出できない場合

中古建物を取得したケースでも、すべての建物分の建築確認申請書、確認済証、検査済証（増築している場合は増築時の書類も）が必要です。

一部でも建築確認書類が揃わない場合は、その建物だけでなく、取得等した全ての土地・建物の不動産取得税が補助対象外となります。

(3) 不動産取得税の納付が納期限を超過した場合

補助対象となるためには「納期限内に全額納付」が必要です。

土地・建物いずれか一方の納付が遅れた場合でも全て対象外となりますのでご注意ください。

(4) 対象業種、その他の交付条件を満たしていないと判明した場合

例) 完成した建物の建築面積が500㎡未満、自社で操業せず他社に賃貸、流通加工施設ではなく保管用倉庫として使用 等

(5) 法律に基づいた手続を行っていないと判明した場合

例)・農地転用が必要な土地を、手続を行わずに開発した場合

- ・業種や面積が工場立地法の特定工場に該当するが、届出していない場合
- ・取得した土地や建物の登記が未了の場合 等

(6) 期限内に届出書を提出していない場合

この補助金は届出書の提出によりエントリーし、交付条件を満たした後に交付申請を行う二段階方式となっています。

以下の期限内に届出書を提出していない場合は、補助対象となりません。

【中古建物を取得した場合】

売買（賃貸借）契約締結日後、3か月以内

【建物を建築する場合】

売買（賃貸借）契約締結日後、3か月以内または着工日の前日まで

交付額が減額となる事例

(1) 補助対象となる業種と対象外の業種の複合施設の場合

例) 工場に併設された店舗など、補助対象事業の用に供さない利用方法と判断される施設がある場合

→工場のみが対象となり、対象外施設分については減額となります。

(2) 取得した土地の一部を第三者（自治体を含む）に所有権移転した場合

例) 取得した土地の一部を他社に売却、道路用地として市に採納

→所有権移転して第三者の所有となった部分について減額となります。

(3) 新施設の一部を他社に賃貸した場合

例) 流通加工施設の一部を他社に賃貸

→他社に賃貸した部分について、減額となります。

(4) 取得した中古建物の一部もしくは全部を撤去した場合

撤去した建物分は補助対象外となります。

よくあるご質問 <届出まで>

Q1 補助金を利用するには？

A1 まずは企業立地課 立地支援担当までご連絡ください。
補助金の要件に該当するかをヒアリングさせていただきます。

Q2 届出書の提出先と提出方法は？

A2 企業立地課 立地支援担当あてにご提出ください。
届出書には押印不要ですので届出資料一式を電子メールでお送りください。

Q3 届出の際に提出する資料は？

A3 届出書（様式第1号）、土地売買等契約書（写）は必須の資料となります。
その他必要な資料のご提出をお願いする場合があります。

よくあるご質問 <届出から交付申請まで>

Q1 補助金のエントリーが完了してから必要な手続は？

A1 事業開始後、建物の不動産取得税の納付が完了するまで特段手続はありません。

Q2 事業スケジュール等の事業計画が変更となった場合は？

A2 届出済企業に対し、毎年5～6月にかけて「事業進捗状況調査」を実施しています。
その際、事業スケジュールや新規雇用の状況等をご報告ください。

この調査の時期以外でも、操業開始期限内（契約締結後3年以内）の操業が間に合わない場合や、取得した土地を他者に売却した等の大きな計画の変更がある場合は別途ご連絡ください。

Q3 操業を開始し、全ての不動産取得税の納付が完了したがどうすればいいか？

A3 企業立地課 立地支援担当までご連絡ください。

交付条件を満たしているか確認させていただき、交付申請のご案内をいたします。

よくあるご質問 <交付申請から補助金交付まで>

Q1 交付申請が可能になる時期と申請の期限は？

A1 「事業を開始し、対象の不動産取得税の納付が完了」すると交付申請が可能になります。
申請期限は「最後に納付した不動産取得税の納付日」または「操業開始日」のいずれか遅い日から「1年以内」です。

Q2 交付申請での審査は？

A2 「交付申請書類の審査」と「現地調査」で交付条件を満たしているか確認いたします。

Q3 交付申請から補助金の交付までの時間は？

A3 補助額等にもよりますが、概ね2～3か月程度お時間がかかります。

申請が可能になりましたらお早目のご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先

(1) 産業立地促進補助金について

埼玉県 産業労働部 企業立地課 立地支援担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎4階

【TEL】048-830-3800

【HP】<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/saitama-ricchi-incentive.html>

(2) 「埼玉県SDGsパートナー」登録制度について

埼玉県 企画財政部 計画調整課 総括・SDGs推進担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎2階

【TEL】048-830-2133

【HP】

①「埼玉県SDGsパートナー」登録制度について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html

②「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_kanminrenkeiplatform.html

【補助金交付までの流れ】

〈 企業 〉

①補助対象となる土地の取得等

②補助金にエントリー

- ・届出書（様式第1号）の提出
- ・事業計画書（様式1）の提出 等
- ※ 土地売買（賃貸借）契約締結後
3か月以内又は建屋の着工日前まで

⑤事業の進行状況の報告

- ・新規雇用
- ・不動産取得税の納期限内納付
- ・対象施設の着工、竣工、操業時期
- ・「埼玉県SDGsパートナー」登録 等

⑥交付申請

- ・交付申請書（様式第2号）の提出
- ※ 最後の不動産取得税の納付日又は
操業開始日のいずれか遅い日から
1年以内

⑨交付決定通知の受領

⑩請求書の提出

⑬補助金の受領

〈 県（企業立地課） 〉

③届出書の受理・審査

④事業進捗状況調査

⑦申請書の受理・審査

- ・書面審査
- ・現地調査

⑧交付決定通知の送付

⑪請求書の受理

⑫補助金の交付

御不明点等ありましたら企業立地課立地支援担当まで御連絡ください。



コバトン・さいたまっち